

# 診療録(診療内容)の開示案内

## 1. 診療録(診療内容)の開示を求めることのできる方

- ① 患者様が成人で判断能力のある場合は、患者様本人
- ② 患者様に法定代理人がある場合は、法定代理人
- ③ 患者様本人から代理権を与えられた親族
- ④ 患者様が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者様のお世話をされているご親族及びこれに準ずる縁故者
- ⑤ 患者様が未成年者の場合は、親権者  
但し、満15歳以上の未成年者の場合、疾病の内容によっては 本人のみとすることができる

## 2. 請求の方法

- ① 開示請求に該当する方が、別紙「診療録(診療内容)の開示申込書」に記載の上、当院受付に提出する
- ② その際、患者様以外の方が申請者の場合は、本人の同意書  
の他、申請者の身分を証明する書類を必要とする
- ③ 申請を受けてから原則1週間以内に、開示の可否について  
決定し、申請者に通知する

## 3. 申請の内容

- ① 診療録の複写
- ② 診療報酬明細書

## 4. 開示の条件

- ① 現在患者様が当院で診療を受けている場合を原則とする
- ② 死亡患者の場合は、1か月以内を原則とする

## 5. 費用について (消費税を含む)

開示手数料3,000円 コピー1枚につき10円(税込)



循環器・内科  
ふじたクリニック

Fujita General Practice and Cardiology Clinic